

国 都 計 第 9 号
令和2年4月20日

各都道府県、指定都市、中核市、施行時特例市
開発許可担当部長 殿

国土交通省都市局都市計画課長

新型コロナウイルス感染症対策に係る
都市計画法の開発許可制度上の取扱いについて
(技術的助言)

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項の規定に基づき、令和2年4月7日付けで新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態が発令されたところです。

つきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態への対応として行う臨時的医療施設等の開設、既存の建築物等の用途変更等の取扱いについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言として下記のとおり通知しますので、制度運用に当たって留意願います。

都道府県におかれては、貴管内市町村（指定都市、中核市及び施行時特例市を除く。）に対する周知をお願いします。

記

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態への対応のため必要な次に掲げる場合の開発行為等については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項第10号に規定する「非常災害のため必要な応急措置として行う開発行為」又は同法第43条第1項第2号に規定する「非常災害のため必要な応急措置として行う建築物の新築、改築若しくは用途の変更」に該当するものとして許可不要と取り扱って差し支えないと考えられる。また、同様の趣旨から、同法第42条第1項に関しても、本開発行為等が緊急事態への対応のために行う臨時的な応急措置であり、緊急事態終了後には原状回復されるものであることに鑑み、同項で禁止する行為には当たらないと取り扱って差し支えないと考えられる。

- 1 医療施設（新型コロナウイルス感染症の患者等に対する医療の提供等を行うための施設をいう。）、療養施設（軽症者等が療養を行うための施設をいう。）、検査施設（PCR等検査を行うための施設をいう。）、保管施設

(感染防止、医療提供体制の確保のため必要な医療物資の保管等を行うための施設)等を臨時に開設する場合

- 2 既存の建築物等の改築又は用途変更により、医療施設、療養施設、検査施設、保管施設等として臨時に使用する場合